

平成27年度 製品安全関係法の施行状況

平成28年6月30日
経済産業省
商務流通保安グループ
製品安全課

製品安全 4 法の概要

- 製品安全 4 法では、危害発生のおそれがある製品を指定し、製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準の遵守を義務付け。
- 製造・輸入事業者は、技術基準適合義務（自主検査）を履行し技術基準を満たした製品に P S マークを表示（○ P S マーク）。
- 危害発生のおそれが高い特別特定製品等（◇ P S マーク）については、自主検査に加え、国に登録した検査機関の適合性検査を受検。

消費生活用製品安全法（消安法）（10品目）



ライター、レーザーポインタ、乳幼児ベッド、石油ストーブ

電気用品安全法（電安法）（457品目）



LEDランプ、延長コード、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ等

ガス事業法（ガス事法）（8品目）



ガス瞬間湯沸器、ガスこんろ、ガスふろがま 等

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）（16品目）



カートリッジガスこんろ等

- 長期使用製品安全点検制度は、点検が必要な時期に、メーカーが所有者に点検時期を通知、所有者が点検を受けることで経年劣化による事故を防止するための消安法上の制度。対象となるのは平成 21 年 4 月以降に販売した特定保守製品

特定保守製品【9品目】



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)



石油給湯機



石油ふろがま



FF式石油温風暖房機

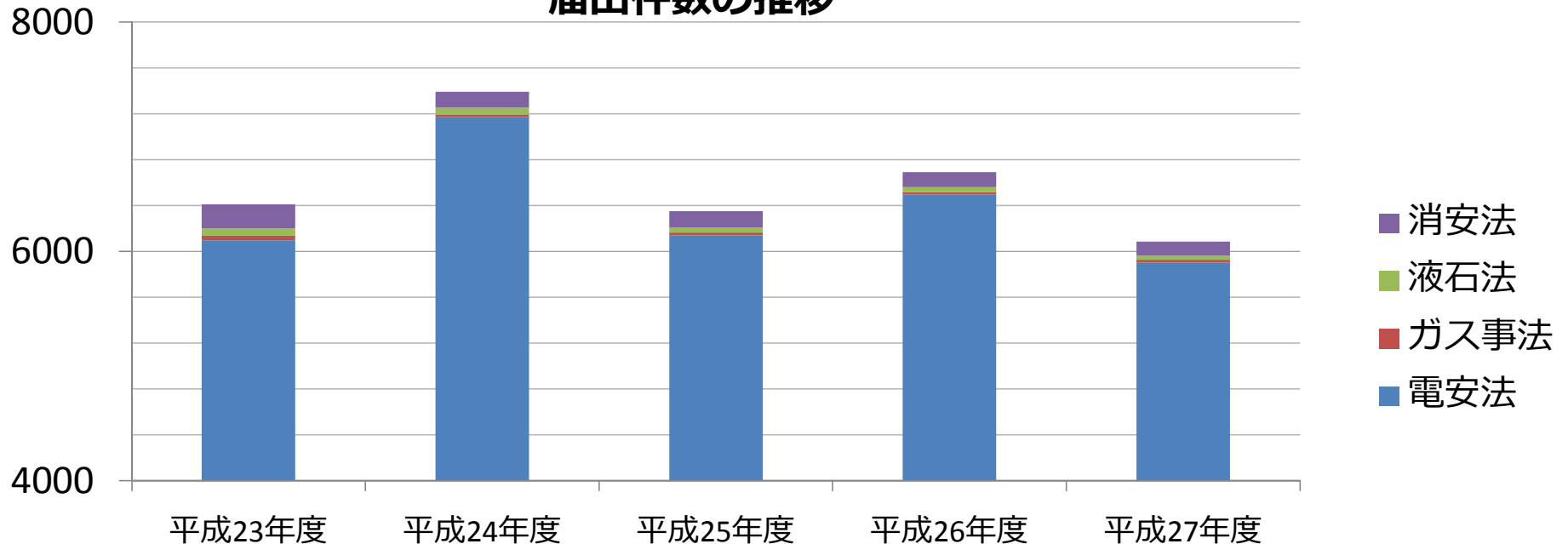
届出件数

- 平成27年度における、製造・販売事業者に義務付けられた届出数は、**計6086件**であり、前年度の6692件より、606件減少した。

	事業開始	変更	承継	廃止	計
電安法	1074	4553	80	195	5902
ガス事法	1	19	3	3	26
液石法	3	26	3	3	35
消安法	28	90	3	10	123
	(1)※	(7)	(0)	(0)	
計	1106	4681	89	211	6086

※括弧内の内数は、長期使用点検制度に関する届出数。

届出件数の推移

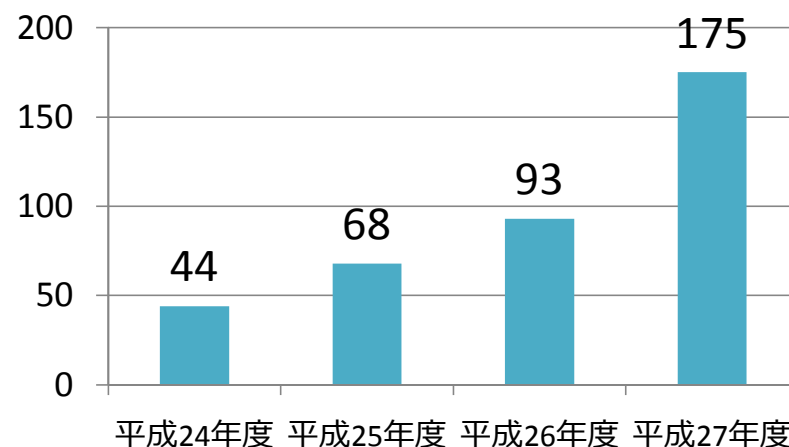


承認件数

- 平成27年度の**例外承認**（特定の用途に使用される製品について、技術基準を満たさなくても、経済産業大臣の承認を受けることで、例外的に販売できるようにできる制度）の件数は、**244件**であった。特に、日本国内で使用しないことを前提に外国人観光客に販売される**ツーリストモデル**（炊飯器や電動給湯ポット等）の申請が**175件**（全件が電安法）と最も多くあり、増加傾向にある。

	例外承認件数	略称承認件数	計
電安法	201	86	287
ガス事法	0	1	1
液石法	0	2	2
消安法	43	6	49
計	244	95	339

ツーリストモデルの申請数の変遷
(電安法)



<例外承認の表示の例>

- This product is for overseas use only. Do not use in Japan.
- 本产品销往海外，日本国内不能使用。

<略称承認の例>

略称に代える事項	略称
株式会社経済産業省	METI CO., INC.

違反件数①

- 平成27年度の製品安全4法の違反件数は**計256件**。違反事業者に対し、ヒアリングや立入り検査を実施し、口頭での注意や、改善を促す文書を発出する等により、違反状況の解消に向けた指導を行った。

違反件数の推移	電安法	ガス事法	液石法	消安法	計
H 2 3	286	1	1	15	303
H 2 4	246	0	6	43	295
H 2 5	237	2	5	33	277
H 2 6	229	0	3	16	248
H 2 7	230	4	11	11	256

(注) 違反件数1件で複数の違反事項があるケースがあり、また全ての違反項目を網羅していないため、違反件数と各法の違反事項内訳の合計は一致しない。

電安法	事業開始の届出義務違反	技術基準違反	検査義務・保存違反	PSマーク表示違反	合計
H 2 3	69	138	66	85	358
H 2 4	48	99	59	83	289
H 2 5	33	113	57	92	295
H 2 6	47	91	63	79	280
H 2 7	36	138	61	69	304

ガス事法	技術基準違反	検査義務・保存義務違反	PSマーク表示違反	販売制限違反	合計
H 2 3	0	0	0	0	0
H 2 4	0	0	0	0	0
H 2 5	0	0	0	0	0
H 2 6	0	0	0	0	0
H 2 7	2	1	1	1	5

違反件数②

液石法	技術基準違反	検査義務・保存義務違反	PSマーク表示違反	販売制限違反	合計
H 2 3	0	0	0	1	1
H 2 4	3	2	1	4	10
H 2 5	1	0	0	2	3
H 2 6	0	0	0	3	3
H 2 7	3	1	3	7	14

消安法	技術基準違反	検査義務・保存義務違反	PSマーク表示違反	販売制限違反	合計
H 2 3	2	6	2	9	19
H 2 4	24	2	5	19	50
H 2 5	8	3	7	19	37
H 2 6	4	4	1	9	18
H 2 7	2	4	1	4	11

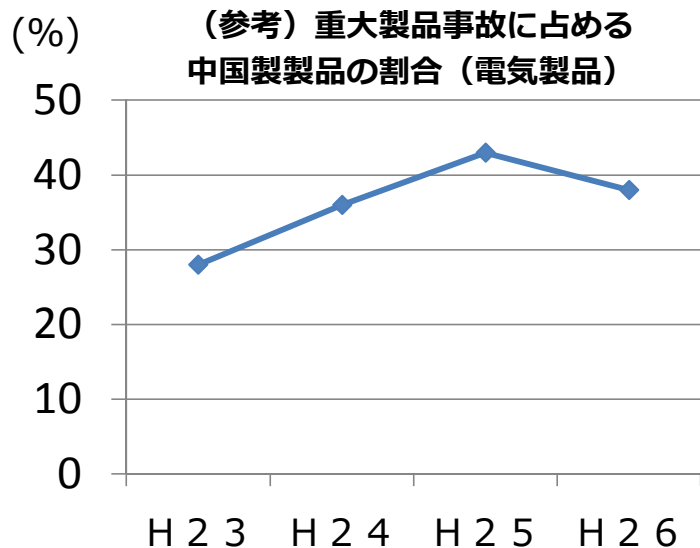
(注) 違反件数1件で複数の違反事項があるケースがあり、また全ての違反項目を網羅していないため、違反件数と各法の違反事項内訳の合計は一致しない。

(注) 電安法とその他の法律で集計の項目が異なるのは、違反の根拠となる条文の構造が異なるためである。

(注) 販売制限違反（ガス事法第39条の3第1項、液石法39条第1項、消安法第4条第1項）には、製造事業者が技術基準やPSマークの適切な表示義務等に反して製品を販売した場合や、販売事業者がPSマークを貼らずに製品を販売していた場合が含まれる。

違反事案は電安法に集中していることがわかる。また、電気用品の重大製品事故に占める中国製製品の割合は増加傾向にあり、インターネット販売の需要拡大等を背景に、違反品においても中国からの輸入品が多くなっている。

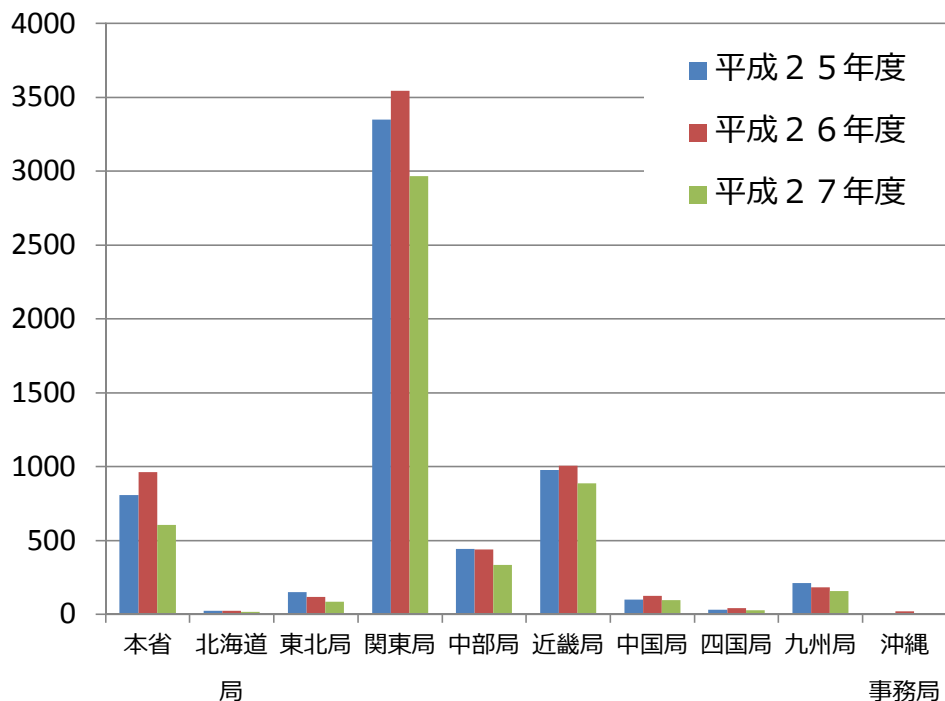
対策としてネット上で販売されている、技術基準を満たさない中国製の電気用品等の製品を試買テストで買い上げるなどして、違反対応の強化に取り組む。



電気用品安全法等の届出手続きの合理化

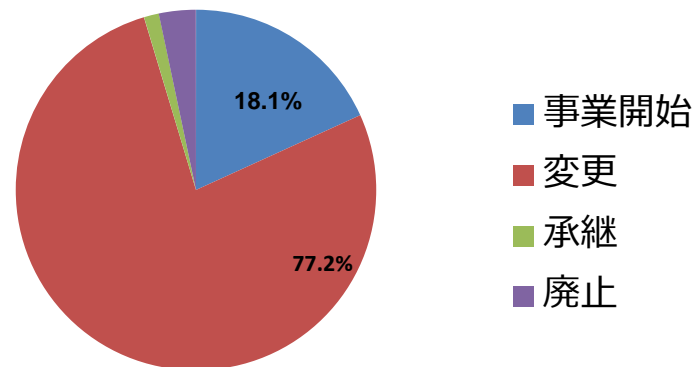
- 電安法等の届出件数の内訳をみると、事業開始の届出と変更の届出が多いことがわかる。
- 変更の届出には、①名称の変更、②住所の変更、③電気用品の型式区分の変更の届出があるが、型式区分の変更が多くを占める。
- これらの届出に関する作業は事業者の手続き面や行政機関の執行面において大きな負担となっているため、手続き簡素化のため届出事項の合理化や電子手続きの導入を平成29年度目途で検討する。

○電安法の局別届出件数



○届出の内訳

平成27年度 (5902件)



○参照条文

届出
(政令第6条第1項及び第2項で
経産局に委任)

製造・輸入事業の開始の届出(第3条)、
承継の届出(第4条)、
変更の届出(第5条)、
廃止の届出(第6条)